

各市町村危機管理担当部（局）長 殿

奈良県危機管理監

来年2月末までの催物の開催制限等について

このことについて、令和2年11月12日付け事務連絡（以下、「事務連絡」という。）により、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から通知があり、12月1日から来年2月末までの催物の開催の目安等が示されました。

奈良県では、令和2年9月18日付け防災第308号等により、催物の開催制限等についての方針をお示ししてきたところですが、12月1日以降は、事務連絡に記載の内容により開催制限等を行いますので、ご注意ください。

つきましては、イベント所管課や施設管理者等、貴市町村関係課に対し周知をお願いします。
なお、開催制限に関する主な留意事項等は下記のとおりです。

記

- ・次に示す収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とすること。

①収容率 : 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ⇒ 100%以内

〔 例：演劇、式典等、
飲食を伴うが発声がないもの（追加的な感染防止策が前提） 〕
大声での歓声・声援等が想定されるもの ⇒ 50%以内
〔 例：ロックコンサート、スポーツイベント等 〕

②人数上限：現行と同様

- ・イベントの主催者等に対して、感染防止策の注意喚起、大規模イベント等の開催に伴う県への事前相談等について、改めて依頼をすること。また、それぞれの感染リスクに対する感染防止策（事務連絡別紙6～8）、関係各所と連携した催物前後における感染防止策の徹底、業種別ガイドラインの確実な実践、寒冷な場面における感染防止等のポイント（事務連絡別紙10）について周知すること。

奈良県 防災統括室 危機対策係

TEL : 0742-27-7006

E-mail : bosai@office.pref.nara.lg.jp